令和６年８月３０日

令和７年度の財政投融資計画要求書

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

１．令和７年度の財政投融資計画要求額

（単位：億円、％）

区　分		令和7年度 要　求　額	令和6年度 計　画　額	対前年度比	
				金額	伸率
(1)財政融資		97	79	18	22.8
(2)産業投資		—	—	—	—
	うち 出　資	—	—	—	—
	うち 融　資	—	—	—	—
(3)政府保証		—	—	—	—
	うち 国内債	—	—	—	—
	うち 外　債	—	—	—	—
	うち 外貨借入金	—	—	—	—
合　　計		97	79	18	22.8

２．財政投融資計画残高

（単位：億円、％）

区　分		令和7年度末 残高（見込）	令和6年度末 残高（見込）	対前年度比	
				金額	伸率
(1)財政融資		682	716	△34	△ 4.8
(2)産業投資		—	—	—	—
	うち 出　資	—	—	—	—
	うち 融　資	—	—	—	—
(3)政府保証		—	—	—	—
	うち 国内債	—	—	—	—
	うち 外　債	—	—	—	—
	うち 外貨借入金	—	—	—	—
合　　計		682	716	△34	△ 4.8

３．事業計画及び資金計画

事業計画

（単位：億円）

区　分		令和7年度 要　求　額	令和6年度 計　画　額	増　減
事業計画の合計額		97	79	18
（内訳）	国家石油備蓄基地に係る資本的支出	91	67	24
	国家石油ガス備蓄基地に係る資本的支出	6	12	△6

資金計画

（単位：億円）

区　分			令和7年度 要　求　額	令和6年度 計　画　額	増　減
事業計画実施に必要な資金の合計額			15,700	15,681	19
（財源）	財政投融資		97	79	18
		財政融資	97	79	18
		産業投資	―	―	―
		政府保証	―	―	―
	自己資金等		15,603	15,602	1
		市中借入（石油基地）	1,727	1,727	―
		市中借入（石油ガス基地）	450	450	―
		政府短期証券（備蓄石油購入）	12,626	12,625	1
		政府短期証券（備蓄石油ガス購入）	800	800	―

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

＜政策的必要性＞

１．政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

石油及び石油ガス備蓄は、その備蓄の体系が国家備蓄と民間備蓄に分けられるが、国家備蓄についてはその性格上、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと及び我が国のエネルギー安全保障の観点から、国の一元的な責任と負担の下に実施する必要性がある。このため「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）において、「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

なお、国家備蓄石油及び国家備蓄石油ガスの備蓄量は、石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）第４条に基づき、毎年度、需要予測に基づく緊急時に必要な需要量について、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、適正な備蓄目標を定めることとされており、この備蓄目標等に基づき実施する備蓄事業に必要な資金のうちの一部を財政融資資金として調達を行い、石油及び石油ガスの備蓄政策の目的の実現に必要な範囲内で事業を実施している。

＜民業補完性＞

２．「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

上述のとおり、国家備蓄事業については、石油備蓄法に基づき民間備蓄事業と区別されており、国が一義的に行う事業である。

＜有効性＞

３．財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

石油備蓄事業の財政融資は、市中借入よりも長期間、安定的かつ低利に所要額を確保できることから、適切な時期に必要な事業の所要額を調達でき、改良更新・修繕保全計画に沿って最も効率的に事業を実施することができる。

＜償還確実性又は収益性の確保＞

４．財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）は、石油石炭税の税収を全て一般会計に計上した上で、必要額を特別会計へ繰り入れる仕組みとなっている。国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の能力向上（資本的支出）の業務を遂行するため、財政融資資金を受けた分の元金償還及び利払いにはこの税収財源を充てており、償還確実性

は問題ないといえる。

＜財投計画の運用状況等の反映＞
５．財投編成におけるＰＤＣＡサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

石油・石油ガス備蓄基地については、各国家石油・石油ガス備蓄基地が完成してから13～40 年が経過しており、特に 30 年以上経過している石油備蓄基地については今後も継続する老朽化問題への対応のため、主要な基地設備の耐用年数等を勘案した長期修繕計画を策定しており、石油ガス基地についても各基地の設備状況を勘案した修繕計画である中長期保全計画を策定している。また、策定に当たっては、各年度で要求額の大きな変動が生じないようにするとともに、大型工事の実施に伴い全基地の放出機能が大幅に低下することのないように留意した計画を策定している。

令和 7 年度の財政投融資要求額は、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地における必要な事業に係る資本的支出を合計した結果 97 億円としている。これについても過年度の執行状況を考慮し、要求額の査定をより厳格に実施しており、本年度までの事業進捗等を踏まえた長期的な計画に基づき、過不足なく資金需要の積算を行っている。

（参考：過去 3 カ年の財政投融資の運用残額）

	3年度	4年度	5年度
運用残額	2.2　億円	0　億円	9.2　億円
運用残率	1.8　％	0　％	9.8　％

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

＜その他＞
６．上記以外の特記事項

特になし。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「エネルギー基本計画」に記載されている原油及び石油製品の安定供給の確保に向けて必要な対応が円滑に発動出来る体制を常時確保するため、国家石油備蓄基地に係る資本的支出を実施するため財政融資資金 97 億円を要求している。

「エネルギー基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）抜粋

5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応

（10）化石燃料の供給体制の今後の在り方

①石油・ＬＰガス備蓄の確保

石油の国内需要は減少傾向にあっても、中東情勢やアジアでの石油需要の増加等を踏まえると、引き続き石油備蓄の役割は重要であり、石油備蓄水準を維持する。あわせて、緊急時に石油備蓄を一層迅速かつ円滑に放出できるよう、備蓄放出の更なる機動性向上に向け、石油精製・元売各社との連携強化、必要に応じた油種入替、放出訓練や机上訓練、国家石油備蓄基地における必要な設備修繕・改良等を継続する。また、燃料の移行の状況を踏まえ、タンクの有効活用も含め、燃料備蓄の在り方について検討し、アジア地域のエネルギー・セキュリティ確保に向け、産油国やアジア消費国との備蓄協力を進める。

ＬＰガス備蓄についても、大規模災害等に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。危機発生時における機動力の更なる向上に向け、ＬＰガス業界やＪＯＧＭＥＣと連携し、国家備蓄放出について、緊急時の想定に応じて、国家備蓄基地からタンカーや内航船等を利用した各地への輸送手段に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時の供給体制確保の観点から、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設や設備強化を進めるとともに、避難所や医療・社会福祉施設等の重要施設における燃料備蓄などの需要サイドにおける備蓄強化を進める。さらに、緊急時の供給協力を円滑に行う「災害時石油ガス供給連携計画」の不断の見直しを行い、同計画に基づいた訓練を実施する。

財政投融資の要求に伴う政策評価

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

１．各府省庁の政策評価の結果

資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保に向け、2030 年度（令和 12 年度）を目標年度として中長期的な視点で取り組んでいる。足元では、経済活動の回復に伴う需要の増加やロシアによるウクライナ侵攻などによる情勢変化により、自主開発比率は減少したが、化石燃料の上流開発に向けた取組を継続している。また、石油サプライチェーンの維持・強化の取組として、強靱な供給基盤構築に向けた対策の進捗、SS の災害対応能力の強化については、年度目標で定めた水準に近い成果が出ている。さらに、緊急時に備えた石油・石油ガス備蓄の適切な維持管理も目標どおり図られている。

２．政策評価結果の要求への反映状況

資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保に向けて、資源外交やリスクマネー供給、災害時の燃料供給の更なる強靱化等、継続的かつ着実な取組が必要。

その際、国際的なエネルギー情勢及び次期エネルギー基本計画の議論等を踏まえ、必要な見直しを検討していく。

５ 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

１．決算についての総合的な評価

令和５年度決算について、歳入面で前年度の国家備蓄原油の売却増等により、前年度剰余金受入が当初計画よりも 1,464 億円の増となり、備蓄石油売払代が当初計画よりも約 1,334 億円の増となっている。

２．決算の状況

（１）歳入歳出の状況

（単位：百万円）

歳入		歳出	
燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入	663,037	燃料安定供給対策費	214,305
		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	48,555
脱炭素成長型経済構造移行推進一般会計より受入	43		
		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構船舶建造費	－
脱炭素成長型経済構造移行公債金	1,540,080		
		エネルギー需給構造高度化対策費	377,788
石油証券及び借入金収入	1,386,509		
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	1,061,796
備蓄石油売払代	53,210		
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入	9,159	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	143,384
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	49,333	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	46,999
雑収入	48,919	事務取扱費	1,748
脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入	410	脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	12,099
前年度剰余金受入	761,208	諸支出金	－
		融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0
		脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入	4
		国債整理基金特別会計へ繰入	1,397,530
		脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	5
		予備費	－
計	4,511,912	計	3,304,219

（注）単位未満切り捨てのため積み上げと計は一致しない。